

(評議員用)

誓約書

私は、社会福祉法人_____の評議員就任にあたり、次の各号
を誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
- 2 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
- 3 暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと
- 4 今後、上記1号から3号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

年 月 日

社会福祉法人

理事長

様

住 所

氏 名

印

(参考)

社会福祉法

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。

- 一 法人
 - 二 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 五 法第 56 条第 8 項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
 - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 2 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。
 - 3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。
 - 4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。
 - 5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法人審査基準

第 3 の 1 の(6)

暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。